



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 東京自働機械製作所
代表者名 取締役社長 市川 孝
(コード番号 6360 東証第 2 部)
問合せ先 総務部長 谷口 輝雄
(TEL. 03-3866-7171)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社株式は、株式振替制度に一斉移行(株券電子化)されました。これに伴い、規定の削除、その他所要の変更を行います。

また、経過処置として附則の新設を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行)	(削 除)
第8条 当社は、 <u>株式取扱規則に定めるところにより、株式に係る株券を発行する。</u>	
(株券の種類)	(削 除)
第9条 当社の発行する株券の種類については、 <u>取締役会の定める株式取扱規則による。</u>	
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第10条 当社の単元株式数は 1,000 株とする。	第8条 (現行どおり)
2. <u>会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(削 除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第11条 当社の株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ</u>) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2項各号に挙げる権利	1. (現行どおり)
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	2. (現行どおり)
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利	3. (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第12条 当社は株式につき、株主名簿管理人を置く。	第10条 (現行どおり)
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。	2. (現行どおり)
3. 当社の株主名簿、 <u>実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u>	3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
第13条～第51条 (条文省略)	第11条～第49条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附 則</u>
	第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置き <u>その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>
	第2条 前条および本条は、平成22年1月6日まで有効とし、同日をもって前条および本条を削るものとする。